



10月1日(木)から 「ふれあいバス」の 運行内容が変わります



ふれあいバスは、市内4コースを年末年始を除く月～土曜日に運行し、1乗車100円(小学生以下は無料)でどなたでもご利用いただけます。

この度、運行内容の変更に伴い、各コース、ご乗車できる時間や乗継時刻、乗り継ぎできる便に変更があります。

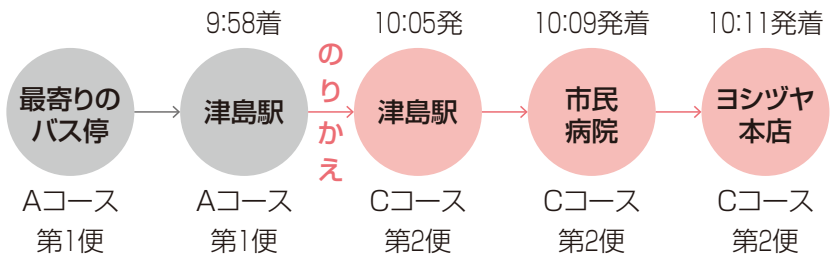
ご利用の際には、市政のひろば10月号と同時配布する新しい時刻表をご覧ください、乗り間違いがないようにご注意ください。

問合せ 企画政策課行政経営G
☎55-9465

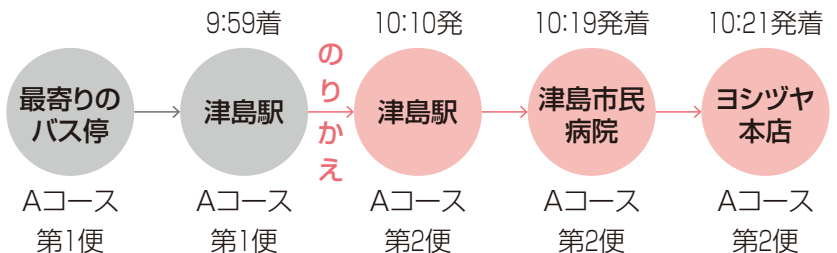
乗車率
No.1

津島駅 → 市民病院 ヨシツヤ本店

9月30日まで



10月1日から



新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」

愛知県では、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいる項目を届出していただいた施設に対して、県独自のPRステッカー、ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援しています。

対象 業種は問わず、全ての事業者がお申し込みできます。

届出方法 事業者は、愛知県公式WEBサイトから「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、感染防止対策として取り組む項目をチェックして届け出ます。パソコン、スマートフォンから届出が可能です。

PRステッカーなどの提供と掲示

届出確認後、愛知県から事業者へPRステッカー、ポスターの電子データが提供されますので、プリントアウトして施設に掲示します(電子データは、「あいち電子申請・届出システム」からダウンロード)。



▲PRステッカーイメージ

問合せ 愛知県感染症対策局感染症対策課感染症対策調整G
☎052-954-7466
🌐<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

新型コロナウイルス 感染防止対策実施中

感染防止対策として、次の☑の取組を実施しています。

- 発熱者等の施設への入場をお断りします。
- 3つの密(密閉・密集・密接)の回避を徹底します。
- 飛沫感染、接触感染を防止します。
- 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど「新しい生活様式」を実践します。
- 従業員の衛生対策や3密対策、休憩や食事の分散に努めます。
- 複数人で共有する物品や、テーブル・ドアノブなど手が触れる場所の消毒を随時行います。
- 施設入場時の手指衛生対策を実施します。
- お客様が入れ替わる際などに消毒を実施します。

その他、以下の取組を行います。

- ・対面する場などにパーティションを設置します。
- ・コイントレイの使用を進めます。

宣言日 2020年6月9日
施設名 愛知県庁

愛知県は、感染防止対策に取り組む安全・安心宣言施設を応援します。



▲PRポスターイメージ

令和2年10月から 津島市民病院の病棟を再編します

問合 市民病院経営企画課経営企画G ☎28-5151 内線2281

①急性期機能を充実し、専門性の高い医療を提供します

休棟していた4階西病棟(回復期リハビリテーション病棟)を急性期病棟に機能変更します。稼働病棟数は変わりませんが、急性期の病床数が10床増えます。

②2病棟を用途変更して有効利用します(今年度中に整備予定)

休棟していた4階南病棟を主に院内向け利用の場に、病床数の少ない3階南病棟を主に院外向け利用の場にそれぞれ変更します。

病棟	再編後		再編前(令和2年9月30日まで)	
5南	急性期	33床	急性期	33床
5南HCU	高度急性期	7床	高度急性期	7床
4南	用途変更(院外向け)	—	急性期	休棟(51床)
3南	用途変更(院内向け)	—	急性期	35床
5北	急性期	51床	急性期	51床
4北	急性期	51床	急性期	51床
3北	急性期	50床	急性期	50床
6西	急性期(緩和)	18床	急性期(緩和)	18床
5西	急性期	49床	急性期	49床
4西	急性期	45床	回復期(回復リハ)	休棟(47床)
3西	回復期(包括ケア)	48床	回復期(包括ケア)	48床
合計		352床		342床(440床)

※(院外向け):入院案内室、相談室、入院受付、災害時に利用する場所など
(院内向け):研修医・実習生が利用する場所、看護局など

医療機関の機能には、外来機能と入院機能があり、入院機能は主に病院が担い、4つに分けられます。専門的な疾患(がん、手術が必要な外傷等)や入院が必要で、直ちに処置が必要な疾患(循環器疾患や脳血管疾患)等を診る「急性期病院」、より専門的な医療を提供する「高度急性期病院」、リハビリなどを担う「回復期病院」、在宅治療が困難な方が入院する慢性期を担う「介護療養型医療施設」です。

地域において入院の各機能がどれほど必要なのか話し合われてきました。「急性期病院」に関しては、昨年9月に再編・統合対象病院のリストが公表され具体的な対

応が求められました。当院もこの対象に含まれており、海部地域において検討を行いました。その結果、海部地域内の公立・公的3病院(海南・あま・津島)の連携のもと、急性期医療を中心に担うことが当院の役割と位置付けられ、これに基づき今回の病棟再編を行いました。

これに加え、新型コロナウイルス感染症のような突発的な疾患への対応や医療体制の変化も求められます。

引き続き、地域の医療・地域住民の皆さまの健康を守る、地域に必要な病院として、当院が果たすべき役割をしっかりと果たしてまいります。

津島市民病院長 神谷里明

国勢調査の回答はお済みですか?
回答は10月7日(水)までに
お願いします

国勢調査は10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象にした統計調査で、日本の未来をつくるために欠くことのできない調査です。

9月中旬から、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどして配布しています。

回答は、10月7日(水)までに、できるだけインターネットでお願いします(郵送による回答も可能です)。

調査書類が届いていない場合、追加の調査票が必要な場合、調査員による調査票の回収を希望する場合は、問い合わせ先へご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、できる限り世帯と調査員が対面しない非接触の方法で行いますので、ご理解と協力をお願いします。

なお、国勢調査の従事者には、統計法により守秘義務が課されています。回答内容は、統計以外の目的には使用しませんので、安心して回答してください。

問合 国勢調査津島市実施本部(企画政策課内)
☎55-9465

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置について

市・県民税(個人住民税)

中止等された文化芸術・スポーツイベントへの払戻しを放棄した場合の寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて、中止等された文化芸術・スポーツイベント(令和2年2月1日から令和3年1月31日まで開催開催予定)について、所得割の納税義務者等がチケットの払戻しを受けなかった場合には、その金額分(上限20万円)が寄附金控除の対象となります(令和3年度分以降に適用)。

なお、寄附金控除適用の流れは次のとおりです。

① イベント主催者からの申請に基づき、文化庁スポーツ庁が対象イベントを指定(対象イベントは文化庁スポーツ庁のホームページに公表されています)

② 納税義務者が指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書をイベント主催者から入手

③ 確定申告または市県民税申告の際に

②の証明書2点と共に申告

住宅ローン控除の適用条件の弾力化
令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間の住宅取得等にかかる住

宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の特例措置(控除期間が13年に延長)について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延により令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たした場合には、期限内(令和2年12月31日)に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるようになりました。

※新築住宅は令和2年9月30日まで、建売中古住宅は令和2年11月30日までに工事請負契約、売買契約等を締結していることが要件になります。

問合 税務課市民税G ☎55-992663

軽自動車税

環境性能割の臨時的軽減の延長

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車を取得する場合作りに限り、適用されることとなっていた軽自動車税(環境性能割)の軽減(本来の税率を1%引き下げ)が、令和3年3月31日まで6カ月延長されることになりました。

問合 税務課市民税G ☎55-992663

令和3年度分中小事業者等の 固定資産税・都市計画税

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して、令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

減免対象

- ・設備等の償却資産および事業用家屋に対する令和3年度固定資産税
- ・事業用家屋に対する令和3年度都市計画税

減免率

令和2年2月から10月のうち任意の連続する3カ月間の事業収入の合計を前年同期と比較して決定します。

中小事業者等としての収入が減った方が対象です

1/2
免除

前年比

30%以上50%未満減少

全額
免除

前年比

50%以上減少

申告方法

① 中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等(税理士や会計士等)に、次の確認を受けてください。

- ・対象事業者であること
- ・事業収入の減少

・特例対象家屋の居住用事業用割合

② 認定経営革新等支援機関等から発行された確認書に必要書類を添えて左記へ提出してください。

申告書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、税務課窓口にて用意してあります。

申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

※詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

🌐 <https://www.chusho.meti.go.jp>

問合・提出先 税務課固定資産税G

☎55-992664

なお、償却資産の申告期限も令和3年2月1日までですので、併せてお願いします。



固定資産税(家屋)の減額措置

問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成20年1月1日以前に建築され、令和2年1月1日～12月31日に、工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超える熱損失防止改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

- ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和3年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和3年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくはお問い合わせください。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかが居住されている住宅のうち、令和2年1月1日～12月31日に工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

- ①廊下の拡幅
- ②手すりの設置
- ③階段の勾配緩和
- ④床の段差解消
- ⑤浴室の改良
- ⑥引き戸への取替え
- ⑦トイレの改良
- ⑧床の滑り止め化

減額される額 令和3年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、令和2年1月1日～12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和3年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和3年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和3年度分が3分の2、令和4年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。



お知らせください
家屋の取り壊しや新增築等



固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※令和2年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施いたしますので、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税G

☎55-9264